

## 石川県地域医療対策協議会運営要綱

## (目的)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定により医師の確保を図るために必要な事項について協議を行う石川県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

## (構成員)

第2条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

## (協議事項)

第3条 協議会においては、医師の確保を図るために必要な次に掲げる事項について協議を行い、協議が調った事項を公表するものとする。

- 一 キャリア形成プログラムに関する事項
- 二 医師派遣の方針に関する事項
- 三 キャリア形成プログラムに基づき医師が不足している地域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
- 四 医師が不足している地域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
- 五 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- 六 その他医師の確保を図るために必要な事項

## (会議)

第4条 協議会の会議は、石川県健康福祉部長が招集する。

- 2 協議会に議長を置き、構成員のうちから互選により選出する。なお、議長は石川県職員以外の者とする。

## (事務局)

第5条 協議会の庶務を処理するため、石川県健康福祉部地域医療推進室に事務局を置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月31日から施行する。
- 2 石川県地域医療支援協議会設置要綱は、廃止する。